

業務規程・送配電等業務指針の変更案に対して受領したご意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	業務規程 第2条第33項	ネガワット取引に係る事業の監視をどの機関が行うのか、不明です。ネガワット取引が公正に実施されるため、ネガワット事業の位置付けおよびその指導監視体制について規定する必要があるのではないのでしょうか。	・適正なネガワット事業の確保のための監視については、第8回制度設計専門会合において、「電力量調整供給を行うに当たり、ネガワット事業者と接点を持つ一般送配電事業者に対し、国が必要に応じ、ネガワット事業者に求められる4つの要件の具備やネガワット取引に係る業務の状況に関する報告徴収を行うなどにより、取引の監視を行うこと」として整理されています。
2	業務規程 第123条の2	条文を確認すると、一方的すぎる感じがします。 いつ、何が理由で発生しているのかを事業者に共有すべきでは。 また、事象が解消したら、いつ、事象が解消したかも、共有すべきではと考えます。	・需給状況が悪化するおそれがある場合などにおいて、連系線の利用状況及び需給状況を的確に把握することを目的として、既に現行業務規程第142条第5項において通告変更の申込みを受け付けないことについて規定済みです。今回、取引が活発化している時間前市場についても同様の規定化が必要であるとの考えから、新たに明確化したものであります。 ・なお、ご懸念の件につきましては、業務規程第142条第5項に周知に関する記載があることから、今回についても同様の対応となるよう修正いたします。
3	送配電等業務指針 第183条	自然変動電源の出力制御を行った場合の検証において、抑制指令を行った時点の想定 of 妥当性評価のみでなく、実績ベースでの抑制の妥当性評価も実施し、その結果を公表してほしい。	・今回の変更は、第9回新エネルギー小委員会系統ワーキンググループにおいて、出力制御に関する本機関等での検証として、現行送配電等業務指針第183条で実施している検証に加えて、公平性の観点から「一般送配電事業者で予め定められた手続きに沿って年間を通じて出力制御が行われたかどうか」の検証を行うことが整理されたことを受けたものです。 ・ご指摘の実績ベースでの抑制の妥当性評価につきましては、今後の議論を踏まえつつ、対応していくものと考えています。
4	送配電等業務指針 第252条第5項	これまで一般送配電事業者が需要者本人に連絡をしていた認識ですが、本条項が追加された経緯をご教示ください。	・現行の送配電等業務指針においては、一般送配電事業者が需要者本人から申請を受けた場合の取扱いが明確にされていなかったことから、今回その取扱いについて明確化したものです。